

別府競輪場敷地内自動販売機（冷凍冷蔵甘味食品）設置及び設置場所貸付に係る仕様書

1, 設置場所（別紙参照）

（1）別府競輪場第4スタンド西側1階外部1機（A）

（2）別府競輪場早朝前売り建物入場門横（B）

2, 貸付面積

物件	貸付場所	貸付面積	台数
(A)	別府競輪場 第4スタンド西側1階外部	1.35 m ²	1機
(B)	別府競輪場早朝前売り建物入場門横	1.35 m ²	1機

※「貸付面積」には、本体設置面積のほか、回収ボックス設置面積、転倒防止用器具の面積を含む。設置にあたっては別府市公営事業局と協議のうえ設置すること。

3, 貸付期間

令和6年8月15日から令和11年3月31日まで（更新なしとする。）

4, 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

（1）大きさ、規格、電力について

①自動販売機の大きさは「貸付面積」の範囲以内とする。

ただし、自動販売機のサイズについて、奥行きは転倒防止パネル部分を除き80cm以内、幅は概ね120cmとする。

②規格は一般的なものとするが、貸付場所によって販売商品を限定するものとする。

(A)第4スタンド1階外部 「アイスクリーム等の冷凍冷蔵甘味食品。」

(B)早朝前売り建物入場門横 「アイスクリーム等の冷凍冷蔵甘味食品。」

③将来的に令和6年7月3日に発行される新札に対応が可能となる機能を順次搭載すること。

（2）環境対策

①ノンフロン二酸化炭素、炭化水素、または代替フロン（ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボン）を冷媒として採用した機種とする。

②「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の提言に資する技術等を導入した機種とする。

（3）安全対策等

①転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造硬貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、室内装置であっても、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（4）使用済み容器の回収

容器は可燃物であるため、競輪場内に設置済みの可燃物回収箱で対応するため必要ない。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ②設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

5、販売商品の種類等

(1) 貸付場所により、公営事業局が指定する商品に限るものとする。

- ①貸付場所（A）はアイスクリーム等の冷凍冷蔵甘味食品。
- ②貸付場所（B）はアイスクリーム等の冷凍冷蔵甘味食品。

(2) 標準販売価格以下とする。

(3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、ニーズを観察しバラエティーに富んだ商品をラインナップすることと、商品の入れ替えも実施する。

6、売上手数料（自動販売機設置料）

(1) 売上手数料は貸付場所における自動販売機に係る毎月の売上の総合計額（消費税及び地方消費税を含む）に入札金額を乗じた額を、100で除した金額とする。

$$\text{売上金額} \times (\text{入札金額} / 100) = \text{売上手数料}$$

7、貸付料

(1) 別府競輪場内の貸付面積に土地または建物の評価額から算定される金額（別添計算書参照）を別府市公営事業局より発行される納入通知書により期限内に支払うものとする。

(2) 「貸付料」および「個別電気料金」には消費税及び地方消費税を含む。1年に満たない期間については、1年を365日とする日割り計算により期間中の貸付料とする。

8、費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。工事を必要する場合には、別府市公営事業局の指示に従うものとする。

(2) 電気料金

①「別府市公有財産事務取扱要領」の規定により算定した額を設置事業者が負担する。

②別府市公営事業局が発行する納入通知書により、毎月別府市公営事業局が指定する期日までに納入すること。

(3) 電気使用量を計測するための専用子メーターを設置することとし、設置事業者が負担する。なお設置にあたっては別府市公営事業局の指示に従うものとする。

9、貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して別府市公営事業局の確認を受けなければならない。

10、自動販売機設置に伴う事故

別府市公営事業局の責に帰する場合を除き、設置事業者がその責任を負う。

1 1, 商品等の盗難及び破損

(1) 別府市公営事業局の責に帰すことが明らかな場合を除き、別府市公営事業局はその責を負わない。

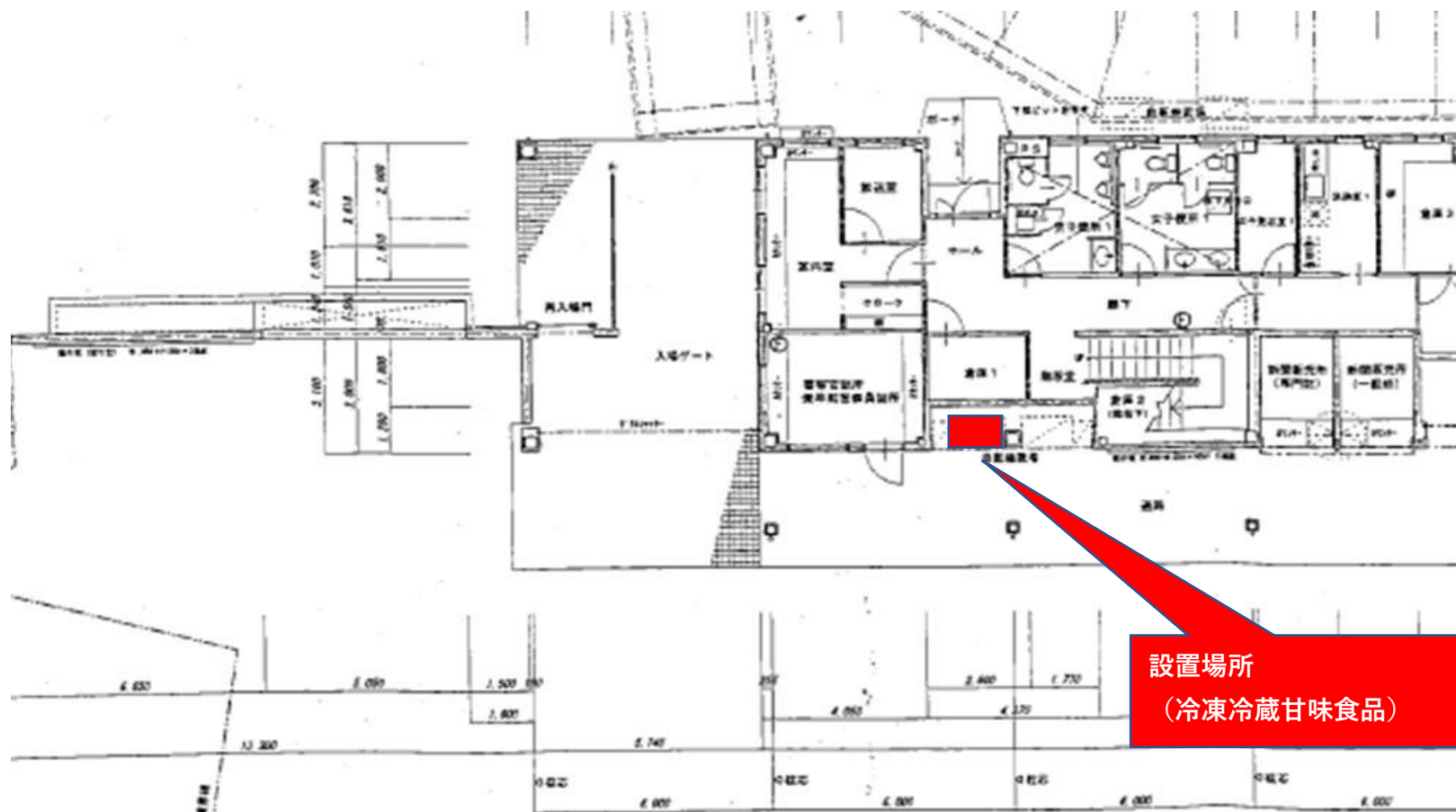
(2) 設置事業者は、商品および自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速かに復旧しなければならない。

1 2, その他

事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、別府市公営事業局はその責を負わない。

令和6年度自販機設置場所

早朝前売り 入場門横



第4スタンド 1階電気係控室横

